

兵庫県における高校「特別入学枠」導入の経緯に関する研究

Affirmative Action Programme of the High School Entrance Examination in Hyogo Prefecture

大東直樹（神戸大学大学院国際協力研究科 博士課程後期課程）

OHIGASHI Naoki (Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University)

キーワード：外国人生徒、特別入学枠、教育委員会、外国にルーツをもつ子どもの支援団体

1. 問題意識と背景

高校の入学試験において、外国人生徒のための「特別入学枠」が設置されている自治体がある。兵庫県においても、平成28年度の入学試験から「特別入学枠」が導入されることとなった。

外国人生徒の高校「特別入学枠」を扱った研究では、制度の導入をもたらす要素を明らかにした研究は少なく、さらに兵庫県に焦点を当てた研究においては管見の限り皆無である。そのなかでも栗原は、外国人児童生徒のための地方教育政策の実施状況の差異をもたらす要素を明らかにしている。この研究によると、行政による外国人生徒への高校進学支援は、外国人人口の規模が大きい自治体ほど手厚くなる傾向にある（栗原真孝、2015）。決して外国人人口の規模が大きくはない兵庫県が、いま、なぜ「特別入学枠」の導入に踏み切ったのかを本報告では明らかにしていく。

2. 目的と意義

本報告の目的は、兵庫県における外国人生徒のための高校「特別入学枠」導入に関して、入試制度変動の論理を明らかにすることである。そのために、兵庫県はこれまで「特別入学枠」の導入になぜ足踏みをしていたのか、また、いまなぜ導入が決定したのか、という課題設定を行う。本報告の意義は、「特別入学枠」の導入経緯を検討することで制度の導入をもたらす要素が明らかになるのみならず、行政による教育の平等観を究明することにつながる点である。

3. 方法

本報告では次の3つの調査方法を用いた。第1に、民間企業が公開している兵庫県・大阪府の高校偏差値データを用いて、偏差値が低く競争率の低い公立の全日制非職業科高校の配置状況、公立・私立高校の比率状況を分析した。大阪府と比較することで兵庫県の位置付けを図るとともに、県内における学区間格差にも焦点を当てた。第2に、兵庫県議会の議事録を手掛かりに、行政がこれまで外国人生徒の高校進学をどのように捉えてきたのかを分析した。「特別入学枠」導入までの行政の認識・対応の変容を明らかにするためである。第3に、外国にルーツをもつ生徒を支援する外部団体が「特別入学枠」導入の有効な要素となっていることを明らかにするため、そうした団体の活動歴と行政側の対応の変容を、各社新聞記事を用いて分析した。

4. 結果

兵庫県は大阪府に比べて偏差値の低い公立の全日制非職業科高校の割合が小さい。その格差は学区に

よってさらに顕著にあらわれる。こうした高校配置の現状は、都市部である神戸・阪神地区の外国人生徒による公立の全日制非職業科高校への進学をさらに困難にしている。

こうした事態にもかかわらず、行政による入学試験の配慮としては漢字へのルビ打ち、時間延長、別室受験に限られてきた。不十分な日本語運用能力に起因する低学力によって、外国人生徒の全日制非職業科公立高校への合格率は日本人生徒よりも圧倒的に低く、主な進路は公立職業科高校、私立高校、定時制高校、非進学のいずれかであった。県内の高校の配置上、低学力層が全日制非職業科の高校を志望する場合、私立高校にしか合格できないことが多い。私立高校しか選択肢がなくなる低学力層を、県は私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度を用いて進学を支援してきた。

一方で、「特別入学枠」に対する行政の消極的な対応は、入試の公平性と入学後の支援という難題が理由として県議会で言及されてきた。他の自治体にとってもこうした問題は「特別入学枠」導入を足踏みする理由になりうる。しかし兵庫県の場合、そうした理由だけでなく、偏差値の低い私立高校の存在も「特別入学枠」導入の決断を遅らせていた。つまり私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度を打ち出し、数多くある私立高校に低学力層を吸収してもらった役割を行政は期待していたのである。行政は「低学力層が全日制の非職業科高校へ行きたければ私立高校へ」という私立任せの姿勢であったことがうかがえる。

しかし、長年「特別入学枠」の導入に消極的だった兵庫県も、平成 28 年度の入学試験から制度を導入することを決定した。こうした入試制度の変動は、外国にルーツをもつ子どもたちを支援する外部団体の働きかけによるところが大きい。導入決定当時の新聞記事では、行政が導入に踏み切った背景にそうした団体の導入提言活動が示唆されている。実際、教育委員会が「特別入学枠」について、県議会で徐々に積極的な答弁をみせる時期と、外部団体が導入提言活動を活発化させる時期はほとんど一致しているのである。

5. 考察

外国人生徒のための高校「特別入学枠」が導入されている県は、外国人の人口規模が大きな自治体であることが多い。そうしたなかで、これまで兵庫県に「特別入学枠」が設置されてこなかったのも不思議ではない。外国人の人口は中規模にもかかわらず、兵庫県が「特別入学枠」を導入した背景には、外国にルーツをもつ子どもを支援する団体による、行政への積極的な導入提言活動があった。これは、外国人人口規模の大きくない他の自治体にとっての先進的事例となるであろう。本報告における結果は、行政内部から「特別入学枠」設置の気運が高まらなくとも、外部からその必要性を訴えれば、入試制度の変更につながりうることを示唆している。

参考文献

栗原真孝（2015）「日本における外国籍児童生徒を対象とする地方教育政策の実施状況」、『比較教育学研究』、第 50 号、pp.3-23